

平成23年 2月 清掃・リサイクル対策特別委員会

世田谷区議会清掃・リサイクル対策特別委員会会議録第一号

平成二十三年二月九日（水曜日）

場 所 第四委員会室

出席委員（十三名）

委員長	村田義則
副委員長	山内 彰
	菅沼つとむ
	山口ひろひさ
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	重政はるゆき
	中塚さちよ
	岸 武志
	竹村津絵
	羽田圭二
	小泉たま子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	中瀬信彦
調査係主事	流石 旭

出席説明員

清掃・リサイクル部

部長	板谷雅光
----	------

参事	溝口 猛
管理課長	原田茂実
事業課長	阿部晃一
世田谷清掃事務所長	山本茂孝
砧清掃事務所長	岩淵博英

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

(1) 平成二十三年第一回区議会定例会提出予定案件について

[報告]

① 議会の委任による専決処分の報告（自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定）

② 議会の委任による専決処分の報告（自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定）

(2) 粗大ごみ受付システムにおける手数料過誤納付の発生について

(3) 自動車事故の発生について

(4) その他

2. 資料配布

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合議会 全員協議会 議題一覧

3. 協議事項

(1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○村田 委員長 ただいまから清掃・リサイクル対策特別委員会を開会いたします。

○村田 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項に入ります。

(1)平成二十三年第一回区議会定例会提出予定案件について、報告①議会の委任による専決処分の報告について、理事者の説明を願います。

◎山本 世田谷清掃事務所長 それでは、議会の委任による専決処分についてご報告させていただきます。本件は、本来委員会にて発生報告をさせていただくところでしたが、十二月に委員の皆様のところへ発生報告をさせていただいた件でございます。このたび損害賠償額が確定いたしましたので、ご報告させていただきます。

事故の概要につきましては記載のとおりでございますが、損害の程度は自動車の左後方部ドアに傷がついたものでございます。この間、相手方とは誠意を持って交渉に当たりまして、賠償額が確定いたしました。

過失の割合は、区が十割ということでございます。

損害賠償額につきましては、五万八千二百七十五円でございます。

専決処分につきましては、二十三年一月二十日にさせていただいたところでございます。

まことに申しわけございませんでした。

○村田 委員長 ただいまの説明にご質疑ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 次に、報告②Cについて、理事者の説明を願います。

◎岩淵 砧清掃事務所長 引き続きまして、議会の委任による専決処分についてご報告させていただきます。本件事故につきましては、昨年九月六日開催の本委員会にてご報告申し上げたものでございます。

事故の概要につきましては、(4)、(5)に記載のとおりでございます。

過失の割合は区側が十割、損害賠償額は十二万三千六百十円でございます。

専決処分につきましては、本年一月十八日にとり行わせていただきましたものでございます。

まことに申しわけございませんでした。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 それでは次に、(2)粗大ごみ受付システムにおける手数料過誤納付の発生について、理事者の説明を願います。

◎阿部 事業課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、粗大ごみ受付システムにおける手数料過誤納付の発生につきましてご報告申し上げます。

まず趣旨でございますが、粗大ごみ受付システムにおきまして、処理手数料データの一部に誤りが生じまして、インターネット受け付けを通じて粗大ごみの処理を申し込んだ利用者の一部に過誤納付が発生したために還付するものでございます。なお、粗大ごみ受付システムにつきましては日本電気株式会社へ運用委託をしているものでございます。

対象品目、対象件数は記載のとおりでございます。

発生原因でございます。当該システムは、インターネット申し込みの利便性の向上と利用自治体拡大のために平成二十一年度に強化が図られてございます。その本格稼

働の際に旧データを用いたために発生したということでございます。

対応策でございます。本件につきましては一月十二日午前中に判明いたしまして、同日午後にシステムの修正作業及び品目データの確認作業を実施しております。同月十七日に対象者に対しまして差額還付の手続の書類を送付してございます。同時に、日本電気に対しましてはシステム保守体制強化、それから連携体制の強化ということで、かなり具体的な形で要請をしてございます。それから、あわせまして料金データファイルなど重要ファイルの定期点検を実施いたしました。

なお、対象者につきましては、一月十七日に謝罪文と、それから口座振り込み依頼のご案内の通知を行っております。昨日現在で百名の区民の方々からご返事をいただきまして、おおむね七〇%以上の方々につきましては還付手続が済んでいる状態でございます。

その他といたしまして、当該システムは複数の自治体、当初は世田谷、目黒が利用しておりましたが、品川区、中野区、小平市、三鷹市が利用しているというのが現状でございます。当該システムの運用・保守委託契約の当事者として、責任は区が負うものと認識してございます。当該システムは今後も利用が拡大するものと考えられており、運用上のトラブルは区民に対する影響も非常に大きいというふうに認識しております。日本電気にも要請しながら運用体制の強化を図り、円滑な運用体制の確保に万全を期してまいります。

まことに申しわけございませんでした。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ 首沼 委員 還付したのは七〇%ということは、逆にまだ三〇%の人に返していないという話なのだけれども、その後どうするのですか。

◎阿部 事業課長 実は、お返事をいただけない方につきましては、二月一日現在で再度還付の手続をするということで通知をしております。それで、その返事を待っている状況でございます。

◆ 菅沼 委員 間違えたのは区ですから、しっかり返すようにやってください。

◆岡本 委員 3で対象件数が平成二十二年四月一日から平成二十三年一月九日までということで、約九カ月間この状態が放置されていたということですよ。判明したのが一月十二日午前中ということですが、これはこういった経緯で判明されたのでしょうか。

◎阿部 事業課長 実は、一月十日の夜に区民の方から粗大ごみの受付センターに問い合わせがございまして、その段階でちょっと金額がおかしいのではないかというお話がございました。それを契機に、翌日十一日に日本電気のほうでそのシステム上の原因について調査をして、結果、データの一部に誤りがあるということが確定して、翌十二日の朝、こちらのほうに連絡があったという次第でございます。

◆岡本 委員 この経緯の中で、既に改善策は講じられていると思いますけれども、九カ月間放置されていたということが大きな問題だと思うんです。また、それが保守点検を実際にだれがしているのかというところで、区民の方からの九カ月後の声でわかったというのも随分ずさんな管理と言わざるを得ないと思いますので、ここの管理体制を今後きちんとしていただけるようお願いしたいと思いますが、その点はどのように改善をされているのでしょうか。

◎阿部 事業課長 まず、委員ご指摘のとおり、私どもが見落としてきたというところについてはそのとおりでございます。五百品目に及ぶ金額表の中で一項目、これはしっかりと見ていけば確かにわかると私たちも思っております。あえて振り返って見

落とした原因をかんがみれば、過去二年間に手数料の改定がなかったというところもあって、そこに安住してしまって一つ一つ確認をしなかったというところが私どものいわばミスだったというところでございます。

日本電気とは定期的にそういった重要ファイルにつきましては内容の照合をするであるとか、あるいはファイルそのものの管理、実際の今回のそのごの直接の原因は古いファイルを使ってしまったところにありますものですから、そういったファイルの管理ですとか、それからシステムをある意味強化する、改修をするときには事前に連絡をいただきまして、その改修の手順であるとか、影響の範囲であるとか、その辺お互いに共通認識を持って確認していくという確認体制の強化をお願いしてございます。

◆岡本 委員 システム改修とあわせて、区民に直結する金額のそごというのは大変問題だと思いますので、今後このようなことがないように要望いたします。

◆竹村 委員 この件に関してしっかり改善を求めますが、もう少し基本的なことをちょっと、粗大ごみについてお伺いをしたいと思います。

粗大ごみをなぜ別に回収するかという理由としては、回収業務に非常に負荷がかかるというか、パッカー車に入り切らないというような支障があるということで、粗大ごみは有料で別枠受け付けをしていると解釈をしているのですが、今はほとんど不燃ごみで、可燃ごみはカーペットとかそういうものぐらいしかないのではないかと思うのですが、不燃ごみが非常に減っている中で、例えばこのワードプロセッサのような大きさのものを不燃ごみとして回収することに非常に問題があるのでしょうか。

◎阿部 事業課長 今委員ご指摘のとおり、ごみを清掃工場に持ち込んで焼却するような場合とか、今お話しされているような場合につきましては、その処理の過程でどうしてもその大きさの選別をしているプロセスがあると。その大きさの一つの目安

ですけれども、五十センチ四方の格子で大きさを選別したりするという事なんです。物になりますと、私どもは三十センチ四方のという形で区民の方々にはお教え申し上げているのですが、その三十センチ角のちょうど対角線が大体五十センチの大きさになるものですから、その五十センチが一つの目安となって、それ以上のものにつきましては粗大ごみという形で別途お出しいただきたいと。そうでないと、今委員がおっしゃられたように通常のごみの収集に影響を与えるという可能性があるものですから、そういうふうなお願いを申し上げている次第でございます。

◆竹村 委員 その選別をするのはどこでやっているのですか。

◎阿部 事業課長 工場の処理をするプロセスの中で、そういうものが入り込まないような形で選別をしているということだと聞いております。

◆竹村 委員 工場というのは中央防波堤の不燃ごみ処理センターの工場ということですか。

◎阿部 事業課長 もしくは清掃工場の千歳あるいは世田谷の清掃工場の過程の中でと認識してございます。

◆竹村 委員 つまり、言いたいことは、今粗大ごみということで別に収集するという事は、それだけコストがかかりますよね。今、もちろん清掃工場の中に大きなものが入るということは、工場の負荷が大きいということはいくぶんわかるんですが、不燃ごみのほうに関しましては中央防波堤のほうに運ばれ、そこで例えば金属類などを回収するという工程を経ているはずなんです。そうしたときに、では果たして、かつては不燃ごみがたくさんあった中に大きいものが入るということで、結構厳密に三十センチとしてきたかもしれないですが、果たして今三十センチという大きさが適切かどうかというのは、コストと比較して余り小さいものまでトラックを一台出して、粗大ごみ

は特に委託業者に委託をして運ぶということのコストと、ほとんど不燃ごみがない中で、では例えばワープロ一台ありましたというときに一緒に運んでいけば、プラスアルファのコストがかからないということになってきているんです。やはりこのあたりをもう一度見直すときではないかなと考えているのですが、そのあたりはどうでしょうか。

◎阿部 事業課長 実は前回二十年に見直したときに、やっぱりワードプロセッサとノートパソコン、そういったものが技術の進歩に伴いまして形状が小さくなってきているということがあって手数料の改定をしております。旧は六百円だったものが三百円になったということだったかと記憶してございますが、そういう形で今後も、今委員がおっしゃられたようにその形状であるとか、時代の変化に伴って見直しが必要だというふうには認識をしております。

◆竹村 委員 廃棄物会計ということを国も非常に重視しています。ごみ処理にはとてもお金がかかるので、やはり今後の検討課題にしてしっかりと精査をしていただきたいということを要望しておきます。

◆羽田 委員 話は戻りますけれども、日本電気に委託をしているんですけれども、本来これはどこが一番責任を持つのですか。

◎阿部 事業課長 委託契約ということでございますので、その契約の主体として世田谷区が責任を負うものだと認識してございます。

◆羽田 委員 要するに、清掃・リサイクル部の事業課が責任を持つということではないんですかね。

◎阿部 事業課長 契約主体としては世田谷区が責任を負うということでございます。

◆羽田 委員 要するに、その中身を聞いているので、責任は、それは確かに区が持つということなんですけれども、具体的にシステムを委託しましたよね、その後のことは、結局事業課が責任を持つ以外にないのじゃないですかということです。例えば、今までで言うと、受け付けは今でも各清掃事務所でもやっているわけです。それで、インターネットでの申し込みは、こういうシステムを使ってやっているわけじゃないですか。しかも、それについては日本電気に委託してきたというわけであって、その委託した後の管理については、事業課が責任を持たざるを得ないのじゃないかということです。そこはどうなんですか。

◎阿部 事業課長 実質的な役割分担という意味では、日本電気をお願いをしている部分もございます。ですので、実質的な部分において、例えばどういう形でその原因が生じたかということについては、今回のことにつきましてもいろいろと話し合いをさせていただいているということもございますが、ただそれが契約上どのような形で責任を負うのかということになりますと、やはり契約主体として片方で私どもは委託契約をそちらのほうにお任せしているわけですので。しかも、毎月の支払いになってございますが、その都度検証するというのもこちらのほうではやらなければいけない。その検証に見合った形でお支払いをしているということになりますものですか、そういう意味では今回の件についてはその検証に見落としがあったというところも否めないのではないかと考えております。

◆羽田 委員 ですから、その検証に見落としがあったというのは事業課が見落としだということなんですか。

◎阿部 事業課長 そうでございます。

◆羽田 委員 だから、そこは重要なんですけれども、つまり、委託するわけじゃないですか。委託というのはいろんなところで委託されていますから、その際にどこが

責任を持つのかということが、どこがというのはそのシステムについて責任を持つところがなければ、システムがおかしくなっているだとか、今回みたいに誤りがあったといった場合、チェックをどこがするかという問題なんです。そこだけははっきりしておいてくださいということなんです。

◎阿部 事業課長 先ほども申しましたとおり、検証は私どもがしなければいけないところですので、私どものやるべきことと認識してございます。

◆羽田 委員 要するに、何が言いたいかというと、丸投げの問題なんです。つまり、任せておいてあとは管理しなければこういう事態が発生するのではないですかということなんです。

◎阿部 事業課長 今回のことについても、システム強化をするに当たって、実はインターネットの画面展開の部分が中心だったんです。その部分につきましては、私どもも十分検証作業に参加して、その画面がスムーズに動くのかであるとか、テーブルを引っ張ってくるときにうまく引っ張ってこられるのかどうかとか、そういう検証はしてございます。しかし、先ほど申しましたとおり、料金テーブルの中身までの検証はできなかったということで、決して丸投げという形で日本電気に投げているわけではございません。

◆山内 委員 今責任問題とかいろいろありましたけれども、ふと思ったんですけれども、来年度の予算に向けて事業検証委員会をつくって、五十五億円何とか削減が計上できるということで努力されているのですけれども、これはちょっと小さい金額かもしれないけれども、こういうことが発生すると、変な話ですけれども新たに郵送料だとかそういうものが出てくるわけです。だから、これだって本来であれば無駄な経費になってしまうわけで、そういう観点からしっかりとやっていただくように、よろ

しくお願いします。

○村田 委員長 では、次に(3)自動車事故の発生について、理事者の説明を願います。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 自動車事故の発生についてご報告申し上げます。
この件につきましては、前回の委員会の後に各委員にはご説明をした件であります、発生日時、場所、相手方は記載のとおりでございます。相手方は六歳の小学校一年生でございます。

事故の内容であります、職員が運転する軽自動車のダンプ車が収集現場に向かう途中で、裏面の下図にありますように右折をしましてマンションの前を二十キロぐらいで通行中に、マンションの出入り口から道路を渡ろうとして出てきました子どもと接触をした事故でございます。

損害の程度は、相手のお子さんに額と頭をそれぞれ三針ずつ縫うけがをさせてしまいました。その他の損害はございません。まことに申しわけございませんでした。

事故後の対応につきましては、直ちに現場処理を行いまして、相手方保護者の方と誠意を持って今示談交渉をしております。

今回の事故を踏まえまして、当該職員を初めといたしまして、職員全体に改めて交通事故防止、安全運転の徹底を図ったところでございます。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ [菅沼](#) 委員 負担率は幾つか書いていないけれども、幾つですか。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 現在まだ示談をしている途中でありまして、最終的にはまだ固まっておりません。また示談が成り立ちました後にご報告いたしたいと思います。

◆菅沼 委員 これは相手のあれもあるのじゃないですか。二十キロではよけようもないと思います。

◆佐藤 委員 事故の内容を読むと、急に飛び出してきて避ける間もなく何で後ろにぶつかるのかがよくわからない。車両がバックしていたわけではないですね。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 子どもに気がついたときには既に子どもが後ろの荷台に当たったというふうに職員から報告を受けております。

◆羽田 委員 同じ話ですけれども、要するに、飛び出してきたのを確認はしたのですかね。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 気がついたときにはぶつかっていた、こういう状況だったという報告を受けております。

◆重政 委員 これだけ読みますと、甲車両は全く悪くないと思いますので、示談交渉といっても力強い示談交渉をお願いしたいと思います。

○村田 委員長 次に、(4)その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ないようですので、以上で報告事項の聴取を終わります。

○村田 委員長 次に、2 資料配付ですが、東京二十三区清掃一部事務組合議会全員協議会議題一覧（一月分）を席上に配付してありますので、後ほどごらんください。

○村田 委員長 次に、3 協議事項に入ります。

(1) 次回委員会の開催についてですが、次回委員会は第一回定例会の会期中の三月二日水曜日午前十時から開催するということで予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 それでは、次回委員会は三月二日水曜日午前十時からと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○村田 委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 では、以上で本日の清掃・リサイクル対策特別委員会を散会いたします。

午前十時二十五分散会

署名

清掃・リサイクル対策特別委員会

委員長
